

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 75 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり公布され、令和 2 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

改正省令の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、これらについて御了知の上、その実施に遺漏のないよう適切な対応をお願いしたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

今般、令和元年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさについて、手札形ではなく、一般に流通する大きさに変更すべきとの提案があったことを踏まえ、改正を行うものである。

#### 第 2 改正の概要

クリーニング業法施行規則第 3 条第 2 号を改正し、クリーニング師試験を受けようとする者が受験願書に添える写真について、出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した縦 4.5 cm×横 3.5cm のもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載することとする。

#### 第 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

○厚生労働省令第七十五号

クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第三条の規定に基づき、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(試験)</p> <p>第三条 クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事(法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。))の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)</p>	<p>(試験)</p> <p>第三条 クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事(法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。))の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 写真(手札形とし、出願前六月以内に正面で撮影したもの)</p>

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。